

# 韓国の温室効果ガス排出権取引制度に関する法律（案）の 概要

平成23年9月14日  
環境省市場メカニズム室

平成23年4月13日、韓国国務総理室及び韓国大統領府の緑色成長委員会は、2015年1月1日から第一次計画期間を開始するキャップ&トレード方式の国内排出量取引制度の導入を規定した「温室効果ガス排出権取引に関する法律案」（仮訳）を前日の国務会議にて確定したと報道発表した<sup>1</sup>。本法案は4月15日に国会に提出された。

## 法案作成の経緯

同法案については、平成22年11月17日に第一案が立法予告<sup>2</sup>され、同年12月7日まで意見募集を行った。その後、産業界と数十回以上の公式・非公式協議、二度にわたる規制改革委員会の審議及び関係省庁長官・次官級会議を通じて修正案が作成された。修正案は、平成23年2月28日に再度、立法予告され、同年3月3日まで意見募集がなされた。意見募集の結果を踏まえた法律案が、平成23年4月12日の国務会議に提出され、審議・議決を経て政府案として確定された。

## 法案の概要

法案の主な概要は、以下のとおり。

### ①（国家排出権割当計画）

- 政府は、3～5年間の範囲内で計画期間別に排出権の総数量、割当対象部門及び業種などの事項を含む国家排出権割当計画を策定する。

### ②（排出権割当委員会）

- 企画財政部長官を委員長とする排出権割当委員会を設置する。
- 同委員会は、排出権の割当及び取引に関する主な事項を審議・調整し、排出権割当計画を策定する。

### ③（制度対象業者の指定、目標管理制度との調整）

---

<sup>1</sup> 韓国国務総理室及び韓国大統領府緑色成長委員会報道発表資料

[http://www.pmo.go.kr/pmo\\_web/main.jsp?sub\\_num=21&state=view&idx=52665](http://www.pmo.go.kr/pmo_web/main.jsp?sub_num=21&state=view&idx=52665)

<sup>2</sup> 立法予告とは、法律を制定・改正・廃止する際に官報やインターネットなどで内容を知らせ、意見を募集する制度をいう。

- 緑色成長基本法に規定される管理業者のうち、温室効果ガス排出量が一定基準以上の業者及び自発的に参加を申請する業者を対象として、制度対象業者を指定する。
- 制度対象業者には、緑色成長基本法上の目標管理体制を適用しないものとし、二重負担の問題を解消する。

#### ④ (排出権の割当)

- 無償で割り当てる排出権の比率(第一次計画期間は95%以上に設定)は、国内産業の国際競争力に及ぼす影響などを考慮して、大統領令で定める。
- 計画期間中に割当計画が変更された場合、施設の新設・増設などで割当の調整が必要な場合、又は割当対象業者の全施設を閉鎖するなどの場合は、排出権の追加割当又は調整、取消しを行うことができる。

#### ⑤ (排出権の取引)

- 割り当てられた排出権は売買などの方法で取引することができる。
- 排出権を取引しようとする者は、排出権登録簿に排出権取引口座を登録しなければならない。
- 排出権の公正な価格形成と安定的取引のために、排出権取引所を指定又は設置することができる。取引所における不正取引行為などに関しては、資本市場法関連規定を準用する。

#### ⑥ (市場安定化措置)

- 排出権の価格が暴騰するなど緊急の事由がある場合、排出権の予備分を追加で割り当てる方法などにより、市場安定化の措置を講じることができる。

#### ⑦ (排出量の報告・検証・認証)

- 制度対象業者は、各履行年度の終了後、該当履行年度の実際の排出量について、専門の検証機関の検証を経て報告する。
- 主務官庁は、報告の適合性を評価し、これを認証する。

#### ⑧ (排出権の提出、課徴金)

- 制度対象業者は、実際の排出権に該当する排出権を主務官庁に提出しなければならない。
- 提出した排出権が認証された排出量より少ない場合は、排出量1トン当たりの排出権平均市場価格の3倍以下の課徴金を課す。

⑨ (繰越・借入)

- 排出権は、主務官庁の承認を得て翌年度又は次の計画期間へ繰り越すことができる。
- 提出する排出権が足りない場合、次の履行年度の排出権を借り入れることができる。

⑩ (オフセット)

- 割当対象業者が自発的に実施した温室効果ガス削減事業を通じて発生した温室効果ガス削減量などについては、主務官庁の認証を経て排出権に転換できる。

⑪ (金融・税制上の支援)

- 排出権取引制度導入による企業の競争力低下を防ぐため、温室効果ガス削減設備設置事業などに対し、金融・税制上の支援又は補助金の交付を行うことができる。

⑫ (第一次計画期間)

- 第一次計画期間は、2015年1月1日から大統領令で定める期間とする。

## 韓国排出量取引制度の概要

対象	期間 <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画期間（3～5年の間で政府が定める期間）ごとに割当総量を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第1次計画期間は、2015年1月1日から政府が定める期間</li> </ul> </li> <li>・ 排出量の算定・報告及び排出枠の提出は、履行期間（各年度）ごと行う。</li> </ul>
	制度対象者 <sup>4</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のいずれかに該当する事業者が、制度対象者となる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「低炭素緑色成長基本法」第5条（目標管理制度）で指定された管理業者のうち、温室効果ガス排出量が一定の基準値以上の者</li> <li>2. 1.に該当しない管理業者であって、自発的に参加を申請する者</li> </ol> </li> <li>・ 1.に該当する管理業者については、目標管理制度の適用を除外する。</li> <li>・ 計画期間中に、施設の新設・変更・拡張等によって、新たに温室効果ガス排出量が一定の基準値を超えた業者は、「新規参入者」として制度対象者として追加する。</li> </ul>
割当	割当計画 <sup>5</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各計画期間開始の6カ月前までに「国家排出権割当計画」を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 企画財務部に排出権割当委員会を設置し、当該委員会が計画の策定等を行う。</li> <li>➤ 国家排出権割当計画には、計画期間及び年度ごとの割当総量、制度対象部門・業種、無償及び有償割当の方法、オフセット基準等を定める。</li> <li>➤ 計画策定に際しては、制度対象業種の国際競争力に対する影響、経済状況、技術発展等を考慮する。</li> </ul> </li> </ul>
	割当方法 <sup>6</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出枠は、無償若しくは有償で割り当てる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第1次計画期間では、95%以上を無償で割り当てる。</li> </ul> </li> <li>・ 一定の排出枠を、新規参入者に対する割当、市場安定化措置のための追加割当等のために、予備分として取り置く。</li> </ul>
	早期削減 <sup>7</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度対象者が、排出枠の割当を受ける以前に実施していた削減量のうち、外部検証機関により検証を受けたもの（早期削減量）については、排出権を追加的に割り当てることができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ただし、早期削減量に対して割り当てる排出権が割当総量に占める割合を、一定以下に制限することができる。</li> </ul> </li> </ul>

<sup>3</sup> 第2条第4～5号、付則第2条第1項

<sup>4</sup> 第8条、第9条、第10条

<sup>5</sup> 第5条、第6条、第7条

<sup>6</sup> 第12条、付則第2条第2項、第18条

<sup>7</sup> 第15条

申請 <sup>8</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度対象者は、各計画期間の開始4カ月前までに、「排出権割当申請書」を作成し、主務官庁に提出する。同計画書には、割当数量、排出実績、計画期間内の設備拡張や燃料消費に関する計画等が含まれる。</li> </ul>
バンキング <sup>9</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主務官庁の承認があれば可能。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、第1次計画期間中に割り当てられた排出枠は、次の計画期間に繰り越すことはできない。</li> </ul> </li> </ul>
ボローイング <sup>10</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主務官庁の承認があれば可能。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、大統領令により借り入れ可能な量の限度を定める。</li> </ul> </li> </ul>
オフセット <sup>11</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記の要件をみたす国内外の削減プロジェクト（外部事業）からの削減量を遵守目的に使用することができる。ただし、利用可能量の上限等の設定が可能。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 本法律が適用されていない、国内外の排出について、国際基準に合致する算定・報告・検証が可能な方法により削減された温室効果ガス排出量</li> <li>▶ UNFCCC 及び関連議定書による温室効果ガス削減プロジェクトなど、大統領令で定める事業により削減された温室効果ガス排出量</li> </ul> </li> <li>削減量は、主務官庁の認証を受けたのち、排出クレジットに転換され、「オフセット登録簿」に登録される。</li> </ul>
登録簿 <sup>12</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「排出権登録簿」を整備し、排出枠及び制度対象者の排出実績の管理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 制度対象者その他の個人・法人が口座を開設することができる。</li> <li>▶ ただし、第1次計画期間中は、口座開設者は大統領令で定める者に制限される。</li> </ul> </li> <li>「オフセット登録簿」を整備し、オフセットプロジェクトから生じる排出クレジットの管理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ オフセット登録簿は、排出権登録簿と有機的に繋がるものとされる。</li> </ul> </li> </ul>
取引 <sup>13</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加者は、排出権登録簿上に取引口座を開設する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外国法人又は個人は、大統領令で定める場合に限り開設可能。</li> </ul> </li> <li>排出枠移転の効力は、排出権登録簿に取引結果が登録されてから生じる。</li> <li>主務官庁は、排出枠の公平な価格形成と売買、その他取引の安定化と効率性を図るため、排出権取引所を指定、設置・運営することができる。</li> </ul>

<sup>8</sup> 第11条

<sup>9</sup> 第28条、付則第4条

<sup>10</sup> 第28条

<sup>11</sup> 第29～31条

<sup>12</sup> 第11条、第25条、第31条、付則第3条

<sup>13</sup> 第19～22条

	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 排出権取引所では、相場操作、不正取引等に対して、「資本市場と金融投資行に関する法律」が適用される。</li> </ul>
市場安定化措置 <sup>14</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の条項の一つに該当する（おそれがある）場合、主務官庁は、割当委員会の審議を経て、市場安定化措置を講じることができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 排出枠価格が、6カ月連続して直前2年間の平均価格と比較して、大統領令が定める一定割合以上に高止まりしている場合</li> <li>➤ 排出枠への需要急増等により、短期間に取引量が大きく増加する場合であって、大統領令で定める場合</li> <li>➤ その他、市場の秩序維持、公益保護のために市場安定化措置が必要と認められる場合であって、大統領令で定める場合</li> </ul> </li> <li>・ 市場安定化措置には、下記のものがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 政府が予備分として取り置いた排出枠の25%までを追加割当</li> <li>➤ 排出枠の最少又は最大の保有限度を大統領令により設定</li> <li>➤ その他国際的に認められる方法であって、大統領令で定める方法</li> </ul> </li> </ul>
算定・報告・検証 <sup>15</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度対象事業者は、各履行年度終了日から3カ月以内に、排出量を算定、検証し、報告する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 報告の方法は、目標管理制度と同一のものを用いる。</li> </ul> </li> <li>・ 主務官庁は、各履行年度終了日から5カ月以内に、報告内容の適合性を評価し、排出量を認証し、認証した排出実績を排出権登録簿に登録する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主務官庁に排出量認証委員会を設置する。</li> </ul> </li> </ul>
排出枠の提出 <sup>16</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度対象者は、各履行年度終了日から6カ月以内に、認証された排出実績相当の排出枠を提出しなければならない。</li> </ul>
罰則 <sup>17</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度対象者が提出した排出枠が排出実績に満たない場合、不足するCO<sub>2</sub>量×該当履行年度の排出権平均市場価格の3倍以下の課徴金が科せられる。</li> <li>・ 下記の違反行為に該当する者は、1億ウォン以下、又は違反行為で得た利益・回避した損失額の3倍に当たる金額が1億ウォンを超える場合には3倍した額が罰金として科される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 虚偽や不正な方法で排出枠の割当申請をし、割当を受けた者</li> <li>➤ 相場操縦、風説の流布等の不公正取引を行った者</li> </ul> </li> <li>・ 下記の違反行為に該当する者は、1千万ウォン以下の過怠料が科される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 排出枠の取引について虚偽の届け出をした者</li> </ul> </li> </ul>

<sup>14</sup> 第23条

<sup>15</sup> 第24～26条

<sup>16</sup> 第27条

<sup>17</sup> 第33条、第34条、第41条、第42条

	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 排出量の報告をしない、又は虚偽の報告等をした者</li> <li>➤ 排出枠の提出をしなかった者</li> </ul>
海外市場とのリンク <sup>18</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府は、UNFCCC や関連議定書等に基づき、国内炭素市場と国際炭素市場を連携するよう努めなければならない。</li> </ul>
支援 <sup>19</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出量取引制度導入による企業の競争力低下を防ぐため、温室効果ガス排出削減設備の設置や削減技術開発などに対し、金融・税制上の支援又は補助金の交付を行うことができる。</li> </ul>

---

<sup>18</sup> 第 36 条

<sup>19</sup> 第 35 条